府立○○高校の令和２年度２学期期末試験問題公開決定審査請求事案（番号53）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年12月14日 |
| 請求内容 | 府立○○高校の令和２年度２学期期末試験（以下「試験」を「考査」という。）問題（解答用紙を含む）すべて。 （なお、紙データをスキャンしたものは１枚10円かかるので、印刷したものをスキャンするのではなく、Word等のワープロソフトで作成した電子データを公開し、費用を60円とすること。また、２学期中間考査問題は開示までに２ヶ月かかっており、標準処理期間を著しく超過しているため改善すること。） |
| 実施機関の決定 | 令和３年１月12日付け教高第3369号による公開決定。【公開することと決定した行政文書の名称】府立○○高校の令和２年度２学期期末考査 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年２月８日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書について、○○コースの考査問題が含まれていないため。これを公開すること。よって不服である。 |
| 弁明書 | 　府立○○高校において、令和２年度２学期期末考査を実施した科目の問題用紙及び解答用紙は全て公開しており、審査請求人が求める○○コースの問題用紙及び解答用紙は存在しない。 |
| 反論書 | 　「弁明の理由」について、シラバスにはテストを実施する旨記載されていることが確認されているため、テストが存在しないことはあり得ない。また、授業担当者からも証言を得ているため弁明は虚偽である。よって不服とする。 |
| 判　断 | １　審査請求人は、「○○コースの考査問題が含まれていない。」と主張する。府立○○高校においては、令和元年度まで普通科の他に○○コースの募集があったところ、○○コースでは、国語、数学及び英語等の普通科にも存在する科目（以下「共通科目」という。）のほか、同コースにのみ存在する科目として、情報処理演習等が存在したが、全て実技を主とするものであった。共通科目の考査問題は、普通科及び○○コースで共通して作成されることが多く、○○コースの考査問題のうち、共通科目はすでに公開されていることから、審査請求人の主張は、○○コースにのみ存在する科目の考査問題が含まれていないという趣旨であると解する。２　単位認定に必要とされる成績の評価については、一般的に、教務内規で定められている。普通科以外に、専門教育に関する教科・科目を充実させたコースがある学校においては、定期考査の得点及び平常点により、総合的に各学期の評価を行うことのほか、実技を主とする科目においては、実技点及び平常点により、総合的に各学期の評価を行うことができる等の定めがおかれていることもある。府立○○高校の教務内規においても、当該定めがおかれていることから、令和２年度２学期期末考査において、○○コースにのみ存在する科目について、実技点 |
| 判　断 | 　及び平常点により、総合的に各学期の評価を行い、定期考査を行わなかったことが不自然であるとはいえない。以上のことから、○○コースにのみ存在する科目の問題用紙及び解答用紙が存在しないことは、不合理ではない。３　審査請求人は、シラバスにはテストを実施する旨記載されていると主張する。　　この点、テストとは、一般に学力や能力等が一定の基準に達しているか否かを確認するために行われるものであり、シラバスに記載されているテストとは、定期考査に限らず、実技によるテストが含まれると解するのが自然である。　　また、審査請求人は、授業担当者からも証言を得ていると主張するが、当該証言の内容が不明であり、この点については判断することはできない。　　以上のことから、これらの主張は認められない。４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和２年12月14日　　 同日付け公開請求・令和３年１月12日　　 公開決定・同年２月８日　 　　　　審査請求・同年３月26日　 　　弁明書・同年４月25日　　　　　反論書・同年６月30日　　 　　諮問 |